報 道 資 料

市長から消防局長に対する訓戒及び特別指導について

令和5年3月15日付けで、市長から消防局長に対して、将来の非違行為を戒めるための教育上の注意(服務上の措置)として、特別に、訓戒及び特別指導を実施しました。

記

1 実施年月日

令和5年3月15日

2 対象者

静岡市消防局長 秋山 義隆

3 趣旨

静岡市消防局において、殉職者が発生する事故が続き、さらに度重なる職員の不祥事が発生しており、組織は前例のない重大かつ極めて深刻な状況となっているため、静岡市民だけでなく、消防広域化に参加している島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の各市民及び町民の方々の信頼をも大きく損なうことになっており、このような状況は、複数の市町が消防を一体的に組織、運営することにより一層の地域の安全、安心につなげていくという消防広域化の取組についても、再評価すべき事態を招いている。

そこで、この状況を直視し、組織として、今後の静岡市の消防行政の再構築のための 課題及び対策を明確にすること並びに消防職員一人ひとりが、自らの言動の責任は自ら が負うことを十分認識し、十分な配慮と節度をもって市民の模範となる生活をすること を消防局長に特別に指導するものである。

4 訓戒及び特別指導の内容

別紙資料のとおり

【参考】「訓戒」とは

- 将来の非違行為を戒めるための教育上の注意(服務上の措置) ※ 懲戒処分ではない。
- 現在の静岡市の消防組織が、前例のない重大かつ極めて深刻な状況となっていることを踏まえ、異例ではあるが、特別に行うもの。 ※ 前例はない。

【問合せ】 人事課 人事第2係 電話 054-221-1009

訓戒

04 静総人第 4754 号 令和 5 年 3 月 15 日

所属 消防局

職名 局長

氏名 秋山 義隆

静岡市長 田 辺 信 宏

消防局において相次いで発生した事故及び職員の度重なる不祥事に関しては、日頃から全庁に法令遵守、綱紀粛正を徹底している中で発生している事案であることから、非常に遺憾である。

行政の不祥事に対する市民の目は厳しく、それまで積み上げられてきた行政への 信頼は一瞬にして失われ、円滑な職務遂行に支障が生じることとなる。

静岡市の消防行政に対する市民の信頼は、これらの事故や不祥事が頻発する状況 の中で大きく損なわれ、その活動に重大な支障を来たしている。

静岡市の消防組織の長として、別紙の特別指導の内容を真に重く受け止め、事態の深刻さを再認識するとともに、今一度、幹部職員をはじめとした全ての消防職員に対して、指導徹底を果たすよう、訓戒するものである。

特別指導について(通知)

静岡市消防局で頻発する事故及び職員不祥事について、重大な危機感を持っている。この 私の考えをあらためて共有してもらうとともに、現在、組織が直面している危機を直視し、 重大なる決意と意思をもって、今後の静岡市消防行政を進めていくことを強く希望する。

そのために消防局長は、強力なリーダーシップを発揮して組織改革を推し進めるとともに、 消防組織全体を律し、幹部職員をはじめとした全ての消防職員に対して、指導徹底を果たす こと。さらに、それを来年度以降もしっかりと継続できるよう道筋をつけること。

以上の意図をもってこの文書を発出する。

記

1. 現 状

- (1) 殉職者が発生する事故が続いていること、さらに度重なる職員の不祥事が発生していることから、組織は前例のない重大かつ極めて深刻な状況になっていると認識している。また、その結果として、静岡市民だけでなく、消防広域化に参加している、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の各市民、町民の方々の信頼をも大きく損なうことになっている。
- (2)消防広域化は複数の市町が消防を一体的に組織、運営することにより一層の地域 の安全、安心につなげていくものである。現在の静岡市消防局の状況は、こうし た取組みについても再評価すべき事態を招いている。

2. 対 応

(1)静岡市消防局は、静岡市はもちろんのこと、島田市、牧之原市、吉田町、川根本

町の安全、安心を任されている。こうした重大な任務が課せられていることを、 局長以下全職員がもう一度共有し、地域から信頼され、愛される組織を再構築す るよう努めること。

- (2) 組織の再構築のために、組織として何が不足しているのか、そして何をするべき なのか、課題と対策を広く意見等を聴きながら明確にしたうえで、大胆に改革に 取り組むこと。
- (3) 職員の不祥事については、主に私的な時間に発生していることを鑑み、職員一人 ひとりは、自らの行動や言動について、自らがその責任を負うことを十分に認識 するよう指導すること。そして、各職員が、ひとりの社会人として、公務員とし て、そして消防職員として日頃より十分な配慮と節度をもって市民の模範となる ような生活することが重要であり、各職員が地域の住民から寄せられる期待は大 きく、その責任は重い。

3. その他

- (1) 今回の文書は、本市として前例がなく異例のものである。また、この文書の重要性は個々の職員に対する懲戒処分と同様の意味を込めて発出した。そうしたことから、これは市長からの局長を通した組織に対する重要な戒めと、組織の再構築を行う機会と受け止めてもらいたい。また、この文書の内容については組織全体で共有を図ること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大の中、職員自らの感染リスクがありながらの救急 活動や、昨年本市を襲った台風15号の際の消防へリコプターを使った救助活動 など、日頃より地域の危機や苦難に昼夜分かたず対応している静岡市消防局の活 動並びにそれを支える職員について高く評価している。